



— 目次 —

ヘッドラインニュース	1
第28回 人権・同和問題啓発映画・講演会記録	2
「企業と人権・同和問題をめぐる近時の動向 部落地名総鑑事件から40年」	
コラム 銀行業におけるCSRを考える	5
第25回 「気候変動による影響と銀行規制」	
日本総合研究所 理事 創発戦略センター/ESGリサーチセンター 足達 英一郎 氏	
銀行インタビュー	6
「SBJ銀行におけるCSR活動」	
全銀協におけるCSR活動	10

***** ヘッドラインニュース *****

GPIF、国連のPRIに署名

9月28日、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）は、国連のPRI（責任投資原則）に署名したことを発表しました。安倍首相もニューヨークで開催された国連サミットの演説の中で本件に触れ、本署名に対して「持続可能な開発の実現に貢献することになる」と強調しました。

本原則は、投資分析において投資先企業の「環境（Environment）」、「地域（Social）」、「企業統治（Governance）」に着目したうえで投資先を選ぶ内容となっています。

本原則に署名した運用会社等は欧米を中心に世界で約1,400の組織に上り、運用資産の2割以上を占めています。これに対し、日本で署名した組織は11月時点で38程度にとどまっていますが、約140兆円を運用するGPIFが署名したことにより、今後、日本でもESG投資が広まる可能性が大きくなることが予想されます。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択

9月25日～27日、ニューヨークの国連本部において、潘基文国連事務総長主催のもと、国連サミッ

トが開催され、国連加盟国は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」を採択しました。

2030アジェンダとは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として国連で定められた2016年から2030年までの国際目標であり、MDGsの残された課題や新たに顕在化した課題に対応するため、新たに17のゴール・169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）を設定しています。

安倍首相も本会合の演説において、「国際社会の一員として、アジェンダ（目標）達成に最大限努力する」と訴え、60年以上にわたる政府開発援助（ODA）や研修員受け入れなどの日本の実績を強調しました。経済の安定的な発展につながる、『質の高い成長』を追求する」と指摘したうえで、基盤となる質の高いインフラ投資をアジアやアフリカを含む世界各地で推進する考えを示しました。

COP21の閣僚級準備会合を開催

11月8日～10日、フランス・パリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の閣僚級準備会合（プレCOP）が開催され、COP21の開催国であるフランス主催のもと、約60か国の閣僚が出席しました。

本会合では、11月30日から行われているCOP21に向け、閣僚レベルで率直かつ自由な意見交換が行われました。特に集中的に議論が行われたのは、各国間で意見の隔たりの大きい野心、衡平性・差異化、2020年以降の資金、2020年以前の行動と支援です。

これらの論点については、引き続き各国間の意見の隔たりのある部分も残りましたが、COP21ではこうした点を解決し、成功させるという機運の高まりがみられました。

「企業と人権・同和問題をめぐる近時の動向 部落地名総鑑事件から40年」

7月30日(木)、近畿大学人権問題研究所教授、一般社団法人部落解放・人権研究所代表理事の奥田均氏から、「企業と人権・同和問題をめぐる近時の動向―部落地名総鑑事件から40年」をテーマに講演いただきました。その要旨は以下のとおりです。



▲近畿大学人権問題研究所教授、一般社団法人
部落解放・人権研究所代表理事 奥田均氏

はじめに

銀行やその他の企業における差別が社会問題化するきっかけとなった痛恨の差別事件が、40年前の1975年12月に発覚した「部落地名総鑑」事件である。

「部落地名総鑑」差別事件とは

「部落地名総鑑」は、全国の被差別部落の所在地の一覧を書いた書籍の総称である。

「部落地名総鑑」差別事件は、1975年11月に購入案内のチラシが添えられた一通の投書が部落解放同盟大阪府連合会の事務所に送られてきたことにより発覚した。その後、いろいろな種類の「部落地名総鑑」が出回っていることが明らかになった。販売時期は1970年代前半から半ばに集中している。こうした「部落地名総鑑」購入者の大半は一部上場の大手企業であった。その後、法務省は、1989年にいったん終結宣言を出したが、2000年代に入ってから、媒体を電子コピー版（当時フロッピーディスク版）に変えた「部落地名総鑑」が発見されている。

なぜ、「部落地名総鑑」差別事件が起こったのか

「部落地名総鑑」は、単なる同和地区の所在地一覧であるにもかかわらず、高額で、形を変えて繰り返し発行されたということは、部落の所在地情報が商品価値を有していたということである。

部落所在地の一覧表に商品価値を与えたのは、それはひとえに部落に対する差別である。部落を排除したい、部落か否かチェックしたいとの部落に対する差別的な偏見が、「部落地名総鑑」に商品価値を与えたのである。部落に対する社会の偏見が強く、企業が社会的信用を重んじる中で、採用する者や昇進が検討される幹部が「部落出身者では困る」と考えていた当時の差別の実態が、同和地区所在地一覧を商品価値のあるリストにしていたのではないかと考える。

もう一つの理由は、当時の経済・雇用情勢である。1973年の第4次中東戦争に端を発する第1次オイルショックで経済が下降傾向の中で、就職戦線も買い手市場となって、企業の求職者に対する本音が露出しやすくなり、採用基準が上がった。そのような背景のもとで、企業は部落出身者であるかどうかだけを調べていたのではなく、信仰する宗教、学生運動の有無等をことごとく調べており、そうした中で部落出身者の当否も調査対象としていた。

このような企業の人権感覚、差別体質の実態のうえに、「部落地名総鑑」問題が起きたのであり、部落問題だけがほかの人権問題とは別なものとしてあったのではない。当時の人権に対する取組みの水準、社会状況やそれぞれの企業の人権センスの結晶が「部落地名総鑑」問題を起こしたのではないだろうか。

なぜ、あの時期に「部落地名総鑑」差別事件が起こったか

なぜ1970年代に「部落地名総鑑」差別事件が起こったのか。「部落に対する偏見」と「企業の差別体質」という二つの理由は「部落地名総鑑」差別事件が起こる必要条件であるが十分条件ではなく、当時、部落差別事件が多く企業の巻き込んだの

は、時代的事情があったからである。

一つは、就職差別撤廃の戦いが、部落解放運動の発展とともに急速に進み、差別のとらえ方もこの時期に飛躍したことである。1965年、国は同和対策審議会の答申において、心理的な差別以外に実態的な差別があると述べた。部落の生活の有様自体が差別の実態であると指摘したのである。そして、部落の生活実態の問題には、住環境の問題、教育の問題、衛生環境の問題等があるが、「同和問題の根本の問題は就職の問題」であり、「近代的主要産業から排除されている」と指摘した。企業が当時、採用に当たって学生に書かせていた履歴書では、こうした差別の生活実態が間接的にわかるような記載事項があり、これに対して就職差別反対闘争が起こり、企業に対する抗議行動が本格化した。これを受けて、履歴書記載事項は改善され「統一応募用紙」が定められた。このように、差別の生活実態の根底に就職の問題があり、その根底は企業と結び付いているというところまで、戦後の部落解放運動がたどり着いたという状況がそこにあった。

二つ目は、「当事者の登場」である。1969年に同和対策事業特別措置法が制定されて、同和地区の子供に対する奨学金制度ができたことで部落出身者の高校進学率が上がり、高校進学率の伸びが大学進学率にも反映され、大学へ行く部落出身の子供が増えた。つまり企業が大卒幹部候補生として採用する学生の中に、部落出身かもしれない青年たちが1970年代の前半ぐらいから登場し始めたのである。それにより企業は偏見にもとづき、採用時に綿密なチェックを行う時代になったのである。

三つ目は、「戸籍闘争」、「身元調査反対運動」である。企業によっては、ある人が部落出身かどうかを本籍地で同和地区かどうかでチェックする場合がある。1976年までは戸籍法に定められた戸籍公開の自由により誰でも他人の戸籍を見ることができた。しかし、多くの市町村が戸籍の公開制限

に踏み切ったという事態の中で、国は1976年に戸籍法を改正し、戸籍を原則非公開にした。戸籍の公開制度が廃止されたことで、企業の採用や昇進の判断に当たって戸籍を勝手に入手できなくなり、戸籍という部落出身者か否かを判断する手段がなくなった。他方で、大学幹部候補生として部落出身者が受験してくるという状況になっていった。

就職の問題が部落問題の根本的解決の課題だと言って、解放運動も高まってくる一方で、企業では体質的にまだまだ人権意識が根付いておらず、実際、部落の人がうちの会社に入ってきて幹部候補になったら困る、という部落差別意識も強かった。そんなせめぎあいをしてきたのが、1970年代の前半から半ばである。部落所在地一覧が商品価値をもって売買されたのは、必然的であり、しかるべきであったということである。

こうした条件が21世紀の今日、まだ温存されていたり、片鱗が残っていたら、同じようなことが形を変えて起こる可能性がある。部落差別問題として起こらなくても、LGBT、HIV感染者、在日外国人への差別問題として起こる可能性があるのである。

「部落地名総鑑」差別事件を契機とした取組みの展開

その後40年間の取組みはめまぐるしかった。企業啓発活動が本格的に始まり、1977年に企業内同和問題研修推進員制度（現在の公正採用選考人権啓発推進員制度）がつくられた。1978年には、「部落地名総鑑」購入企業を中心に、大阪同和問題企業連絡会が作られた。最初は「部落地名総鑑」購入企業がお互いに知恵を出し合いながら取組みを始めていこうという連絡組織であったが、全国各地に広がり、同和問題、人権問題を経営の中心的な課題にして取り組もうという連絡組織ができてきた。このようにして、企業が自主的に人権の問題に取組み、推進員制度として国がそれを後押しするという動きが1970年代の後半から始まった。

就職差別撤廃の取組みとしては1983年に対象が高卒求職者までであった統一応募用紙を大卒に

まで広げ、1996年には、統一応募用紙から「本籍地」「家族」「胸囲」「色覚」が削除された。また、1999年に改正職業安定法にもとづく「労働大臣指針」が発出され、企業は採用選考に当たって収集してはならない個人情報の例示として、「人種、民族、社会的身分、門地、本籍地、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項」や「思想・信条」等が掲げられた。

また、大阪府のように、国の規制を超えて、条例により、同和地区かどうかの判断のために住所所在地を調べることを規制している自治体がある。

このように1990年から2000年ぐらいには、部落差別・就職差別は、人権を尊重しなければいけないという「人権意識」や「人権感覚」の問題だけではなく、社会のルール、つまりコンプライアンスとしての人権問題という時代に入り始め、これがセクハラや児童虐待やDVやストーカーという課題に広がっていった。

まとめ：今、問われていること

今日「部落地名総鑑」問題は根絶やしになり残されていないか。今、問われていることを提起しておきたい。

今、部落問題として大きく問題になっているのは、「土地差別」である。土地差別とは、ある土地や不動産が同和地区のものであるかを調べることであり、これは形を変えた「部落地名総鑑」問題が惹起されているのではないかと考えている。また、土地価格への影響として、同和地区の土地価格が下がるということが実態としてある。金融機関は、不動産を担保物件に徴する際に、その担保物件の評価額を査定しているはずであるが、当該物件が同和地区にあるかどうかをチェックすることがまだ行われていないだろうか。「部落地名総鑑」問題が、以前見られたような採用選考といった人事関係の業務でなく、本業に現れる可能性が出てきている。このように、ここ数年、土地差別問題がクローズアップされてきている。

また、「部落地名総鑑」問題は、今日インターネ

ット上に部落に関する情報が流されているという重大な問題が残っている。地図サイトに同和地区情報を落としたり、同和地区の中を紹介する映像がインターネット上に流されていたりするが、これらのサイトは通信の秘密で手出しできない。このようなインターネット版「部落地名総鑑」問題が、今喫緊の課題になっている。

こうした中で、差別を禁止する法律の不在という問題が、ここ1～2年急速にクローズアップされてきた。ようやく「差別を禁止する法律が要るのではないか」という時代になってきた。

先陣を切ったのは障害者差別解消法である。そして今、国会ではヘイト・スピーチの問題が議論され、LGBTの人たちが集まって、「性的少数者に対する差別をなくせ」という法を求める運動を行っており、ハンセン病回復者、アイヌ協会、部落解放運動の人たちも社会的差別をなくす法律を作れという運動を始めている。人権が、啓発課題あるいは道義的課題という段階から、本格的にコンプライアンスの課題、社会的ルール、均等な競争の前提条件、という時代に入ってきた。

しかしその一方で、形を変えた目に見えにくい「部落地名総鑑」問題が土地差別というかたちで、企業の言わば隙間を狙って侵食し始めている。そんな状況に今私達は立っているのではないだろうか。

時代と社会の中で、差別も人権も様々に変化し形を変え、社会的存在である企業との接点を求めてくるわけである。企業啓発活動をさらに充実させていくうえで、同和問題を単に過去の話として「研修をしているからいい」ということではなく、リアリティのある問題として受け止めていただければありがたい。(了)

第 25 回「気候変動による影響と銀行規制」

はじめに

政府は 10 月 23 日、気候変動による被害の軽減策などを盛り込んだ「気候変動の影響への適応計画案」を策定し、公表した。このなかでは「製造業については、一部の研究例として、平均気温の上昇によって、企業の生産活動や生産設備の立地場所選定に影響を及ぼすことを示唆するものがある。また、長期的に起こり得る海面上昇や極端現象の頻度や強度の増加は、生産設備等に直接的・物理的な被害を与えるとするものもある」との表現が盛り込まれた。

将来のさらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇に加え、大雨による降水量の増加、台風の最大強度の増加、海面の上昇等が生じ、農業、林業、水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康などの様々な面で多様な影響が生じる可能性がある。

適応計画案には、「1980 年からの約 30 年間の自然災害とそれに伴う保険損害の推移からは、近年の傾向として、保険損害が著しく増加し、恒常的に被害が出る確率が高まっていることが確認されている」、「自然災害とそれに伴う保険損害が増加し、保険金支払額の増加、再保険料の増加が予測されている」との言及がなされている。

国連環境計画金融イニシアチブの取組み

今回の適応計画案では、気候変動による銀行業に対する直接的な影響と対策には触れられていない。しかし、海外では、金融システムの脆弱性や安定性に影響を与える要因として気候変動の深刻化を無視できないという見方が顕在化しつつある。

2014 年に国連環境計画金融イニシアチブは CISL(Cambridge Institute for Sustainability Leadership)と共同で“Stability and Sustainability in Banking Reform - Are environmental risks missing in Basel III?”と題した報告書を発行した。バーゼル委員会のような超国家的（スーパナショナル）な金融監督機関に、環境や社会の問題に起因するリスクへの理解や適切な管理を呼びかけること必要であるとの認識がそこにはある。

国連環境計画金融イニシアチブなどが、この 9 月

に発表した政策提言要旨では、当初から議論されてきたバーゼルⅢへの環境リスクの組み込み（ストレステストのためのシナリオ構築など）に加え、銀行業における環境リスクへの対処と、グリーン経済のための民間資金の動員という 2 つの課題をいかに統合できるかという議論が展開されている。国連環境計画金融イニシアチブと CISL はこの問題について 2016 年に各国で調査・研究を継続し報告書をまとめる予定だという。

金融安定理事会も気候変動に言及

主要 25 か国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、主要な基準策定主体、IMF（国際通貨基金）、世界銀行、BIS（国際決済銀行）、OECD（経済協力開発機構）等の代表が参加する金融安定理事会（FSB、Financial Stability Board）も、トルコのアンタルヤで 11 月に開催される G20 首脳会合に向けた提出書類で、初めて“Climate change and the financial sector”という節を立てて、気候変動に言及した。

そこでは「気候変動の金融セクターに及ぼす潜在的リスクは複雑で、その中味を理解するには、まだ早すぎる」としたうえで、現時点で議論の対象となっているリスクが、①物理リスク（不動産への直接影響や経済取引の停止）、②損害賠償リスク（原因を生じさせた者への補償支払いの追及）、③産業移行リスク（低炭素経済への移行に伴う金融リスク）の 3 つに分類、整理されている。

さらに、金融市場の突発的な変化を回避することと、問題の理解と分析を改善することのために、より多くの関連情報が必要だとして、投資家や金融機関が、気候変動に伴う災害や低炭素社会への移行により生じる資産価値毀損のリスクを評価しやすくする情報開示のあり方を検討していくとしている。

今後、金融安定理事会の議論の進展には、十分注目を払っておく必要があるだろう。

◆執筆者ご紹介◆

足達 英一郎(あだち えいいちろう)氏

日本総合研究所 理事。昭和 61 年 一橋大学経済学部卒業。環境や CSR 経営の視点から見た産業調査、企業分析の分野が専門。

「SBJ銀行におけるCSR活動」

このコーナーでは、CSRにかかる各銀行の取組みを紹介しています。

今回は、SBJ銀行 企画部 様から同行のCSRの取組みについてお話を伺いました。

一SBJ銀行について教えてください。

SBJ銀行の「SBJ」は、Shinhan Bank Japanの略で、韓国の大手金融機関である新韓銀行を中核とする新韓金融グループの日本現地法人です（新韓金融グループは韓国証券取引所およびニューヨーク証券取引所に上場しています）。

新韓銀行の海外拠点として1986年に日本進出後、外資系銀行では2番目に銀行業の「免許」を取得しました。

一SBJ銀行におけるCSR活動の考え方について教えてください。

SBJ銀行は、「社会から愛される銀行」という経営理念のもと、CSR活動を企業活動の重要な柱として位置づけています。

こうした理念のもと、日韓の架け橋としての役割を果たすべく、また、一方で各地域固有の活動にも積極的に参加し、ボランティア活動などの諸施策を展開しています。

発的・意欲的なCSR活動の目標を掲げ、実践しています。

2014年度は、営業店・本部部署合わせて延べ114件のCSR活動計画が掲げられ、その全てを実践しました。また、2015年度も同様に延べ113件のCSR活動計画が掲げられ、積極的に推進しています。

一各行員の自発的なCSR活動が基本になっているようですが、活動に対する振り返りはどのようにされていますか。

CSR活動に関する報告は年に3回行われますが、各店舗においては、活動をするするとすぐに社内の電子掲示板にて全職員が共有できるよう、自主的に活動内容を掲示し、関心を高めています。



CSR行動指針

- ① お客さま本位の徹底
- ② 地域社会発展への貢献
- ③ 環境に配慮した企業行動
- ④ リスク管理・コンプライアンスの徹底
- ⑤ 透明性の高い情報開示
- ⑥ 経営トップの責務
- ⑦ 自由闊達な企業風土の醸成

一SBJ銀行におけるCSR活動の特色について教えてください。

職員数、約240名のSBJ銀行ですが、職員個々のCSRに対する意識は高く、各支店、各本部単位で自

また、一般社団法人 日本CSR協会の協力のもと、CSR活動計画の内容、取組み状況等を第三者の目で評価・確認していただき、現在の自主的活動・振り返りへ発展させています。

一主な取組みについて教えてください。

【地域社会発展への貢献】

韓国文化体験教室

日韓交流の一層の促進を図る観点から、韓国文化体験教室を開催しています。初心者向け韓国語講座や韓国料理体験講座、韓国伝統遊び等、韓国文化に親しんでいただける内容で毎年開催しています。



銀行見学デー

銀行での社会体験学習の機会を提供すると同時に金融経済へ興味を持ってもらうことを目的に、小学生(3年生～6年生)を対象とした「SBJ 銀行見学デー」を実施しています。「お金と銀行に関する授業」「銀行内見学」「窓口業務体験・札勘体験」等、銀行を身近に感じていただける内容となっています。

当日は、「お札を数えるのは難しかったけれど、上手だと言われて嬉しかった」「金庫の中をもっと見てみたかった」「銀行員になったときに楽だから、お札を数える練習をしておきたい」等、多くの感想を聞くことができました。



四天王寺ワッソ

大阪で開催される四天王寺ワッソ(※)に協賛するとともに、運営・進行を中心としたボランティア活動に参加しています。

(※)四天王寺ワッソとは、豊かで雅やかな古代の国際交流を現在に再現する祭りで、祭りを通じて未来を担う若者や子供たちに正確な歴史観を学び受け継いでいくことを目的として平成2年から毎年大阪で開催されています。



チャリティマラソン

「スポーツを通じてのCSR活動も！」との思いから、マラソン大会のランナーとして、また、ボランティアスタッフとして大会を盛り上げました。



＜神戸マラソンボランティア＞



<夢の島チャリティマラソン>

コンクール・コンテストへの支援

海の日にむけ開催される「博多港・海の日スケッチコンクール」、日韓文化交流の一環として、韓国の歌謡曲を歌って日韓の交流を深めるイベントである「神戸 韓国うたコンテスト」等、文化活動への支援も毎年行っています。



<博多港・海の日スケッチコンクール>

【環境に配慮した企業活動】

地域清掃ボランティア

一年を通じ、環境保全と企業活動との調和を目指し、各支部店周辺地域の清掃活動を積極的に行っています。



<大阪・韓国庭園清掃活動>



<新宿・地域清掃活動>



<横浜市中区・クリーンアップデー>

打ち水大作戦

過去最高の記録的な暑さが続いた東京都心部で、暑く乾いた路面に水をまくことで、節電対策などに貢献しようと、東京都港区みなと環境事務局主催の「打ち水大作戦」に参加しました。



—今後のCSR活動への取組みについて教えてください。

SBJ 銀行は開業6年目と、まだまだ若い銀行ではありますが、「社会から愛される銀行」であり続けるために、「お客さまに信頼いただける銀行」であることはもちろん、「日韓経済の架け橋」という役割を常に念頭に置き、CSR 活動に積極的に取り組んでまいります。

ご協力、ありがとうございました！

全銀協におけるCSR活動

1. 金融経済教育活動

○ 経済広報センター「教員の民間企業研修」を受入れ

全銀協においては、平成 18 年度から（一財）経済広報センターの「教員の民間企業研修」プログラムに協力し、毎年、学校の夏休み期間に教員向け研修を実施しています。

今年度は、7 月 27 日～29 日の 3 日間、東京都内の高等学校および特別支援学校の教員 9 名を受け入れました。

研修では、事務局から全銀協の組織と活動等について説明を行ったほか、全銀協制作の中高生向け生活設計・マネープランゲームの体験や、東京手形交換所、東京証券取引所、みずほ銀行本店見学等を行いました。



2. 環境問題への取組み

(1) 経団連に「低炭素社会実行計画」に関するフォローアップ調査結果を提出

9 月 15 日、平成 26 年度の低炭素社会実行計画に関するフォローアップ調査の結果を取りまとめ、経団連に提出しました（調査対象：正会員 120 行）。

全銀協においては、低炭素社会実行計画フェーズ I における数値目標を、「平成 32 年度における電力使用原単位（電力使用量／延べ床面積）を平成 21 年度比で 10.5%減とする」こととしています。

集計の結果、平成 26 年度は 18.0%減となり、会員各行の積極的な取組みにより、すでにフェーズ I 目標を上回っていることが明らかになりました。

また、廃棄物対策として、環境自主行動計画（循環型社会形成編）における数値目標を「平成 27 年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率（本部・本店、システム・事務センター）を 75%以上とする」としています。これについても、平成 26 年度の紙の購入量に占める再生紙および環境配慮型用紙の割合は 76.8%であり、数値目標を上回っています。

銀行界の数値目標と 26 年度の調査結果

	数値目標	26 年度結果
低炭素社会実行計画	平成 32 年度における電力使用原単位を平成 21 年度比で 10.5%減とする（電力使用量／延べ床面積） ※対象は全店。	電力使用原単位： 147.3kWh/m ² （前年度比 1.7%減、 平成 21 年度比 18.0%減）
（循環型社会形成編） 環境自主行動計画	平成 27 年度における再生紙 ^{注1} および環境配慮型用紙 ^{注2} 購入率を 75%以上とする ※対象は本部・本店、システム・事務センター。	再生紙および環境配慮型用紙購入率： 76.8%

（注 1）古紙パルプ配合率 70%以上の用紙。

（注 2）森林資源の持続可能性を目指した環境ラベル（間伐財マーク、PEFC 森林認証プログラムや FSC 認証制度など）が商品に付されている用紙。または、植林木・間伐財等の森林資源の持続可能性に配慮されたパルプと古紙パルプの配合率を足して 70%以上の用紙。

(2) 「第 8 回 ECO 壁新聞コンクール」の作品を募集開始

10 月 21 日、全国の小学生を対象とした「第 8 回 ECO 壁新聞コンクール」の募集を開始しました（共催：朝日小学生新聞。応募締切：平成 28 年 1 月 12 日）。

このコンクールは、募集テーマのなかから 1 つを選び、テーマに沿った壁新聞を作成してもらうもので、平成 20 年度から毎年実施しています。

今年度のテーマは、①銀行が環境を守るためにしていることを調べよう、②地球温暖化を防ぐためにはどうしたらいいか考えよう、③わたし（たち）やまわりの人が環境を守るためにしていることを紹介しよう、④生き物や植物を守るためにどうしたらいいか考えよう、⑤あなたが行っている節電を紹介しよう、⑥エコをテーマに新聞を作ろう（対象学年：1～3年生）の6つです。



入賞作品は、2月下旬に朝日小学生新聞紙面および全銀協ウェブサイトで公表する予定です。

(3) 「全国銀行 eco マップ」を更新

10月29日、全銀協ウェブサイト「全国銀行 eco マップ」を更新しました。

(<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/eco/ecomap/>)

このマップは、会員各行の環境問題に関する取組みの周知を目的としており、各行の環境貢献活動を銀行別・取組み内容別に一覧で見ることができます。取組み内容は、CO₂削減、ゴミ削減、自然保護、環境商品、その他活動の5つに分類しています。

今年度は、135行の取組みを掲載しています。



3. 金融犯罪への取組み

○劇団員による「旅一座」を「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」中の各地イベントに派遣

10月1日～31日の「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」における金融犯罪被害の未然防止に向けた活動として、全国6か所（宮城県仙台市、福島県いわき市、愛知県名古屋市、大阪府松原市、広島県広島市、福岡県福岡市）で開催されたイベント等に劇団員を「旅一座」として派遣しました。

各イベントでは、劇団ひまわりの寸劇により特殊詐欺の最新の手口を紹介するとともに、各地の警察当局の方から被害対策の解説が行われました。



【発行】一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
TEL 03-3216-3761(代表)

掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。